

豊田市 今ある農地を活かし、守り、残す、 農地利用の最適化を進めるために 農業委員会だより

第16号
令和2年3月1日発行



足助地区大多賀町で、遊休農地予防・解消のための活動に取り組みました

獣害対策用ワイヤーメッシュ柵設置に地区の委員さん等が一汗。遊休農地解消のため、高冷地小麦栽培の試験を行い、今後の活用方法を模索します。

「地区農業委員会」方式で最適化推進

農地利用の最適化を、法令必須の重点業務として推進しています

6地区で、地区代表農業委員が議長に年4回、定期的を開催。臨時会も開催



▲高岡地区農業委員会では、愛知県職員を講師に招き中間管理機構関連農地整備事業の研修を実施

地区の特徴を活かした自主的な活動を目標に

■平成29年度の新体制農業委員会移行時に、豊田市独自の取組みとして「地区農業委員会」方式を導入しました。地区農業委員会は、市内6地区で、5月・8月・11月・2月の年4回開催しています。

■地区農業委員会は、市域が広く、平野部と中山間地の農業事情が大きく異なるため、地域ごとの特徴を活かした農地利用最適化を図ることにあります。地区のことは地区で解決することを目標に、地区農業委員と推進委員が連携して、自主的に企画した会議と実践を行って運営することに特徴があります。

連携して課題の解消に

■地区農業委員会には、農業委員長、同職員、市農政課職員も同席し、情報の共有化と連携を図っています。研修会・現地調査・活動実施等、今後継続した地域課題解消への取組みが期待されます。



▲未整備農地利用検討会を地元にて開催。太田市議・自治区長・土地改良役員・地主代表等が参加。安田委員が進行役を務めました。(令和元年11月15日)

高岡地区農業委員会の取組事例

具体的実践のための会議

■杉浦俊雄農業委員が議長として進行し、活発な意見をリードして具体的な活動に結びつけています。地区担当推進委員の現場情報を大切にして、最近では若林東町の未整備農地解消に向け、安田幸市地区担当推進委員を中心に地区への働きかけを実践しています。地元での懇談会開催にも一役買いました。



▲豊田地区農業委員会では、2号遊休農地判断の目ぞろい現地確認調査を実施



▲松平地区農業委員会では、伊藤農業委員による集落営農組合研修会を実施。

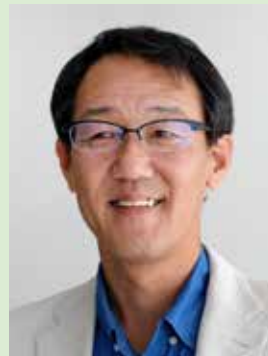
地区農業委員会			
地区	代表農業委員	代表推進委員	委員数
豊田・高橋	鈴木喜一郎	神谷春博	9
上郷	西山弥太郎	佐藤家三男	8
高岡	杉浦俊雄	柘植 學	10
猿投・保見・石野・藤岡	森 敏康	水谷雅博	14
松平・足助・下山	浅見富士男	加納一範	13
旭・稲武・小原	杉田雅子	渡邊 実	10

代表農業委員を議長に、代表推進委員は副議長として委員会を運営



高岡地区農業委員会の

議長を務めて



高岡地区代表農業委員
杉浦俊雄
(株式会社中甲代表)

荒廃温室の改善や 未整備農地の対応策検討

■高岡地区は、水田中心の農業が盛んであり、地区を支える担い手、主に農業法人が、農地の利用増進を図りながら、集積と集約化を進めている地域であります。農業委員・推進委員の業務目的である農地利用の最適化は、まずまず達成している地域であると個人的には考えています。

■しかし、地区農業委員会で話合う中で、細部に目を向けてみると幾つかの課題が見えてきました。昨年度は、荒廃農地となっていたビニールハウスが台風の影響で思わぬ影響を生じさせました。地区農業委員・推進委員を始め、自治区、関係者の協力を得て、ハウス内の片づけや改善対策への対応を行いました。

■また、本年度からは、未整備農地の土地改良事業に向け議論を行って

きました。担い手が受託することのできない未改良地の改善に向け、現地を実際に歩いて調査を行い、関係機関を招いての勉強会を開催しました。その解決方法をとりまとめ、地元において実践できるように働きかけを進めています。

新たな地区農業課題への対応

■当地区では、農地の流動化が進む一方、土地持ち非農家が増えている傾向にあります。こうした農家では、農地としての価値や重要性、農業への関心が希薄になっていると感じています。

■また、大規模転用等の農地減少による関連農業団体の経営圧迫、狭小な農地（担い手ができない農地）の管理など、これからも様々な課題が生じてくると思います。当委員会でできることは限られています。少しでも前向きに進められるように活動して行きます。

積極的な意見で前進

■最初は地区農業委員会の運営に戸惑いました。会を重ねるごとに各委員の積極的な発言が契機となり、議論がまとまり実践に結び付けることができました。農業委員3名、推進委員7名で、活発な議論を戦わせながら、チームワークの力を発揮させて行きます。

参加しています

「人・農地プラン」の話し

●人・農地プランを核にして、農地の利用集積・集約化を推進する法律改正が行われました。

●農業委員、農地利用最適化推進委員はこのプラン作成の話しに積極的に参加することが義務になりました。現在、人・農地プランの推進は豊田市（農政課）が中心となり、農業委員・推進委員、集落営農組織代表、土地改良区代表、認定農業者等の農業関係者で組織する「地域営農協議会」で行われています。

●人・農地プランを実質化するための話し合いを、令和2年度から行う予定です。

地域営農協議会の状況

現在、14地域営農協議会でプランを作成しています。現プランから実質化した地域を決め、今後さらに実質化したプランにするため、地域を細分化するための話し合いも行われます。

地区	会長名	属性	構成員数
豊田	鈴木喜一郎	農業委員	21 (5)
高橋	岩田弘勝	農業委員	9 (4)
上郷	西山弥太郎	農業委員	27 (8)
高岡	杉浦俊雄	農業委員	28 (10)
猿投	森 敏康	農業委員	16 (5)
保見	横糸 鈞	農業委員	23 (3)
石野	丹羽勝彦	直払代表者	12 (3)
藤岡	梅村貢司	農業委員	18 (3)
小原	池野孝司	直払代表者	12 (3)
松平	中根 大	土地改良区	30 (3)
足助	伊藤政和	農業委員	39 (6)
下山	浅見富士男	農業委員	26 (4)
旭	安藤公朗	直払代表者	31 (4)
稲武	杉田雅子	農業委員	18 (3)

注1：農協・県・市等の関係機関は構成員数に含まれません。
 注2：() 内数は、農業委員・推進委員の人数です。
 注3：直払とは、「中山間地域等直接支払交付金」制度の団体のこと。



▲地区集落の農地整備事業の必要性など、熱心な質疑や協議が行われます。

保見地域営農協議会の事例

多面的機能支 交付金団体活動 の5集落で設立

令和元年8月、人・農地プランの実質化を図るために、多面的機能支払交付金団体の活動実績のある5集落で保見地域営農協議会が設立されました。多面的活動団体の役員を中心に、農業委員・推進委員、担い手農家、農業関係者、自治区長、市議会議



▲地域の農地整備について矢頭講師の研修受講

員等を含めた幅広い構成となっています。役員会と定例会を組織活動の基本として、研修会、先進地団体視察、現地調査活動等が予定されています。

人・農地プランの具体的イメージ把握

●農業の現状分析には、市農政課と農業委員会作成の農地集積分布図を活用しました。集落別の地図により集積状況が一目でわかりました。また、地主負担無しの農地中間管理機構関連農地整備事業等、現在の農業政策の動向を協議しました。

●市農政課から、「なぜ『今』人・農地プランの実質化なのか？」等の資料説明を受けました。既存の人・農地プランがどういうものか、そして、新しく取り組む必要がある「実質化した人・農地プラン」のイメージを把握し、具体的に地域の農業を改善するための方向性を確認しました。

保見地域で農地整備事業について考えられる

●研修会として、豊田土地改良区技術専門監の矢頭更三氏の講演を受けました。具体的に導入することができる農地整備事業の可能性を知ると共に、そこに至る課題の高さを認識することができました。

●集落別の多面的機能支払制度の「地域資源保全管理構想」による地域農業の将来方針を紹介し、今後の「人・農地プラン将来方針」作成のための検討材料にしました。また、実質化した人・農地プラン作成に必要なとなるアンケート調査の実施方法説明や、農業委員・推進委員による農地の貸付意向調査実施の中間報告を行いました。



▲保見町・東保見町・貝津町・伊保町・篠原町の5集落で保見地域営農協議会を設立。保見町公民館で定例会を開催、地域農業の今後の有り方等を協議します。

■市は、これまで作成した人・農地プランのうち、これまでの取組によって、既に実質化していると判断できる区域については、公表しています。実質化が、今後必要

プラン実質化の取組みの流れ

■地域の話し合いを再活性化して、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」、「誰に農地を集積・集約化していくのか」を、地域の皆さんで決めていくこと。

■実質化の要件

- ①アンケート調査の実施 対象地区の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が必要
- ②農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること
- ③対象地区を原則として集落ごとに細分化し、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定めること

人・農地プランの実質化とは？



実質化した人・農地プランの作成概要

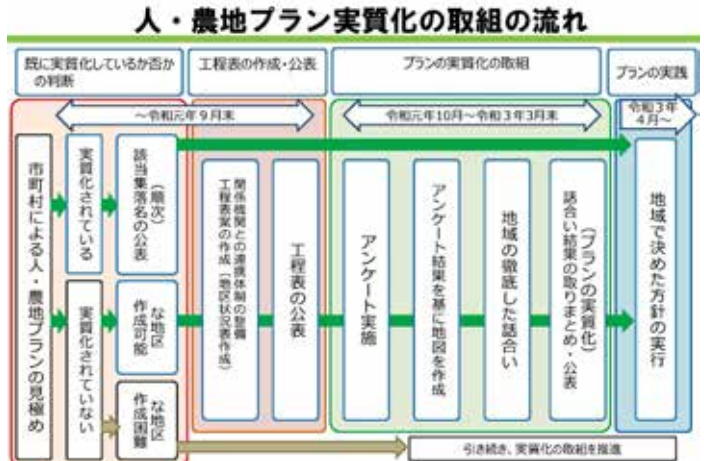
(農林水産省パンフレット紹介)

■市では「人・農地プランの見直しに係るアンケート調査」を、令和元年12月に実施しました。調査結果は、地図に落とし込んで今後の話し合いに活用します。

■農業委員・推進委員は、アンケート調査や地域の話し合い等を通じて、貸出意向のある個々の農地の面積や地番を把握し、中心経営体との具体的なマッチングにつなげていきます。

アンケート調査について

な区域については、集落代表や連携する関係機関等と相談しながら、実質化に取り組み対象地区ごとに工程表を作成し、公表しました。



都市農地の将来

30年の満期を迎える 生産緑地の今後は

豊田市では
生産緑地面積は少ないが
都市農地としての役割は
重要なものがあります

生産緑地の指定から30年を
経過しても指定は継続
されますが、
税制優遇措置は縮小されます

■生産緑地とは、土地所有者の申請に基づき、都市計画で指定を受けた市街化区域内の農地です。豊田市では（藤岡地区を除く）、平成4年12月に指定され、令和4年12月に指定から30年が経過します。

■30年経過後に指定が自動解除されるわけではありませんが、いつでも買取申出ができるようになることから、制限のない農地として現在受けている税制の措置が適用されなくなります。

**都市農地の機能を守るため
「特定生産緑地」制度を創設
税制優遇措置が継続されます**

■生産緑地所有者の申請に基づき、特定生産緑地として指定されると、引き続き現在の税制優遇措置を受けることができます。なお、特定生産緑地に指定されると、買取申出の制限が、10年間延伸されます。指定を更新するかどうかは、10年毎に判断することができます。更新しない場合は、10年

■令和4年は、生産緑地の指定から30年を経過することになります。新たに「特定生産緑地」の制度が創設されました。30年を経過する前に指定を受けていた農地所有者は対応が必要です。

区分	特定生産緑地に指定	特定生産緑地にならない
税制優遇	今までどおり継続される 次世代の相続税納税猶予 ができる	税制優遇措置が縮小。無 現世代の相続税猶予の継 続のみで、次世代はでき ない
買取申出	死亡・重大な故障等特定 の場合のみ生産緑地解除	いつでも買取申出ができ る
耕作義務	農地としての適正管理が 必要（10年間）	あり

特定生産緑地指定には
農地の適正管理が必要です
農地の活用保全か
都市機能の充実を図る
判断が必要になります

■生産緑地制度は本来、市街化区域内農地の保全を図り農業経営の安定を図るための制度です。また、都市計画にとっても将来有効活用できる土地の種地として位置づけられてきました。今回の改正の主旨は、身近な緑地である農地を保全し、良好な都市環境を形成するためより柔軟な生産緑地の活用を目指しています。30年が10年区切りとなり、市民農園等への貸出（都市農地の賃借の円滑化に関する法律）も行えます。

■豊田市では、公園・緑地・公共用地への種地としての保全、立地適正化計画における重点居住促進区域の宅地化促進等を考慮しながら、適切な都市計画上の運用を図る方針です。

■豊田市農業委員会としては、これから指定される特定生産緑地が、良好な都市農地として保全管理されるよう、指導と支援等の農地利用最適化推進を図る予定であります。

足助地区の

農業委員・推進委員

遊休農地解消への試み 山間地小麦栽培の可能性を探る



▲鹿・猪の獣害対策が必須です。応援にかけつけた委員さん達と2m高の柵設置に汗を流しました。



▲3品種を試験栽培。シラネコムギは、長野県の高冷地用品種です。



▲手順は、遊休農地の草刈りから、耕起・排水路・播種・除草剤散布等が必要です。

**足助地区有志委員が遊休農地
解消のため、継続的に活動**

■足助地区大多賀町の農地は約11haありますが、平成30年を機に全集落が高齢化等の理由で全て遊休農地となつてしまいました。廃校の小学校を利用して日東醸造(株)が小麦原料の「しろたまり」の仕込み蔵として利用していることから、本格的な小麦栽培ができないかと検討を重ねました。

■地区担当推進委員の加納一範さん、農業委員の伊藤政和さんを中心に、遊休農地利用の小麦栽培試験に着手しました。冬の寒さが厳しい場所なので、高冷地用品種のシラネコムギ、醬油に適したイワイノダイチ、平坦部の通常栽培種のゆめあかりの3種類の栽培が最適品種になるかを、同一農地に並列栽培して試験することにしました。



▲農地所有者との懇談会も開催。今後は集落全体の話合いを行う予定です。

■栽培の企画には、県農業普及改良課の野村さん、足助営農センターの三橋さん達の協力を得て、また獣害対策用柵、種子代等の費用は日東醸造(株)の支援により賄いました。耕起・播種等の作業は3回程で、伊藤政和農業委員の自家用大型機械によりパワフルに行うことができました。

**6月頃には成果の確認
山間農地活用は課題が多い**

■昨年10月末には発芽し、順調に生育して成果が期待できます。しかし、山間地は担い手が一番の課題です。加納推進委員さんの戸別訪問調査によれば、兼業でも農作業は無理で、大多数が農地を誰かが借りて維持してくれることを希望しています。集落の話合いを続け、今後、山間地の農地活用を工夫して行かなければなりません。

農業委員会 会長 雑記

■農業委員等の綱紀肅正通知について

昨年10月、立て続けに奈良県安堵町と大分県別府市の農業委員長逮捕の報道記事が続いた。これをうけ、全国の農業委員会に綱紀肅正通知が出された。農地転用に絡む逮捕容疑であり、極めて遺憾な事態である。職責の重要性について、あらためて自覚をするところである。ただ、所定の基準による農地転用は、総会の合議議決により決まる。法的には、会長に特別な権限は無く、会長の裁量で結果が変わると言うような事はないのであるが。

■満期を迎える新制農業委員会

今年の夏は3年間の任期満了となり、一つの区切りとなる。農地利用最適化が重点業務となったが、この業務への取組み体制が十分浸透しているか、全国又は愛知県下で見ればまだまだ不十分と推測できる。先駆的取組の農業委員会が3割程度、あとはそれなり、または変わっていないが残りという印象を受ける。制度の仕組みは変革されているが、意識が変わっていないのが理由。実践する意識改革が常に必要、農業委員会を支える事務局職員も同様である。

(農業委員会会長 横桑 鈞)



▲約3時間にわたる研修と意見交換・情報提供の会議を行いました。欠席委員も同じ会議を別に受けて、レベルを同じにしました。

推進委員・農業委員 活動紹介

農業委員・推進委員の合同会議



■9月20日、市役所本庁舎にて全農業委員・農地利用最適化推進委員を対象にした合同

会議を開催しました。

農地利用最適化活動のさらなる推進を目的に開催したものです。会長が、今後の農地利用最適化業務(農地の貸し借りの仲介・戸別訪問調査による遊休農地解消活動・違反転用農地調査等)の進め方等について説明と確認を行いました。各委員からの質問や意見も多く飛び交い、活発な議論となりました。

農地現況調査と遊休農地解消指導

■農地法の規定に基づき毎年行っている、市内全筆の農地利用状況調査を今年度も実施しました。調査の結果を踏まえ、2号遊休農地(指導農地)の一部について、11月～12月にかけて農業委員・推進委員が所有者に戸別訪問を行い、草刈り等をお願いしました。活動の結果、2号遊休農地を相当解消させることができました。

トピックス



●愛知県農業会議常設審議会委員の視察
令和元年11月22日、常設審議会委員一行が、TAIKEIファームの苺栽培温室と営農型太陽光発電を視察しました。専門的な質疑も行われました。

農業委員会総会 審議概要紹介

調整区域転用約23万㎡を慎重審議

■4月から12月までの調整区域内転用件数は、第4条(地主が農地以外に利用)が23件で、面積は約1万3千㎡、第5条(地主以外が農地以外に利用)が198件で、面積は約21万8千㎡でした。届出制の、市街化区域内転用は、第4条が41件、約2万㎡、第5条が168件、約9万6千㎡でした。また、農地等を農地として売買や貸し借りする第3条の件数は66件で、面積は約11万5千㎡でした。その他、納税猶予の適格者証明11件、生産緑地の主たる従事者証明8件等を審議しました
■また、令和元年4月から12月までの農用地利用集積計画の決定は、約31万3千㎡でした。内、中間管理機構への決定は、約27万㎡でした。

お知らせ

■非農地通知を発送しました

■調査により現況が山林と判定された農地について「非農地通知書」を発送しました。今年度は10～12月に、2千47名、2千897筆の非農地通知書を発送しました。通知書を受け取った方は、法務局での登記申請が必ずです。農地地目を、山林等の現況地目に変更されることをお願いいたします。

■農業委員・推進委員の改選

■令和2年7月19日をもって現在の委員の任期満了を迎えることから、2月3日～3月2日まで、公募を行いました。今後は次期委員の選任の手続きを進めて行きます。

編集後記

■足助地区大賀町でのワイヤーメッシュ柵設置作業に、事務局も同行し作業を行いました。現場で指導を受け、慣れないながらも一緒に汗をかき、設置することができました。委員の皆さんがテキパキと作業を行う姿にさすがプロだと感じました。この活動が遊休農地解消の一助になればと思います。今後も活動の様子を伝えさせていただきます。(事務局 加藤・生田)

●農業者の老後は国民年金だけでは不安です 農業者年金で安心な老後を

- 加入できる人 ①国民年金第一号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事 ③20歳以上60歳未満の方 *国民年金+農業者年金が安心
- 積立方式だから、自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。
- 保険料 月2万円～6万7千円まで
- 申込み・問合せ 豊田市農業委員会事務局 (TEL34-66039) あいち豊田農協 (TEL31-23260)